

(施設・事業所従事者向け手引き)

- 令和6年度報酬改定で虐待防止措置未実施減算が創設されたことの記載を追加(P15)。
また、身体拘束廃止未実施減算の減算額が見直されたことの記載を追加(P36)
- 指定基準上置くべき「虐待の防止に関する担当者」の記載を統一(P14、P15)
- 原因の分析と再発の防止について、直近の調査結果を踏まえて記載を修正(P29)
- 強度行動障害を有する利用者への適切な支援について、国の検討会や令和6年度報酬改定の内容を踏まえて、支援力の向上や地域における連携体制の整備に関する記載を追加(P43)。

(新旧対照表) 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き

改正後	改正前
表紙 障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き 令和 6 年 7 月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 <u>こども家庭庁支援局障害児支援課</u>	表紙 障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き 令和 5 年 7 月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室
P14 ア 虐待の防止に関する<u>担当者</u>の選定	P14 ア 虐待の防止に関する<u>責任者</u>の選定
P15 さらに、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の 1 %を減算）が創設されました。	(新設)
P15 上記の運営ルールに基づいて、障害者福祉施設等は以下に記載するような、虐待防止のための<u>担当者</u>や、内部組織（虐待防止のための委員会）を設置すること、防止ツール（マニュアル、チェックリスト等）の整備の他、人材育成等の体制整備を進めることとなります。	P15 上記の運営ルールに基づいて、障害者福祉施設等は以下に記載するような、虐待防止のための<u>責任者</u>や、内部組織（虐待防止のための委員会）を設置すること、防止ツール（マニュアル、チェックリスト等）の整備の他、人材育成等の体制整備を進めることとなります。
P29 この要因は、サービス類型によって異なっており、生活介護や就労継続支援 B 型、放課後等デイサービスでは「教育・知識・介護技術等に関する問題」、<u>障害者支援施設では、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が高くなっており、共同生活援助では、これらに加え「倫理観や理念の欠如」も高くなっています。</u>これを虐待類型別で見ると、身体的虐待や心理的虐待、放棄・放置（ネグレクト）では「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も高く、性的虐待や経済的虐待では「倫理観や理念の欠如」が最も高い要因として挙げられています。	P28 この要因は、サービス類型によって異なっており、<u>障害者支援施設では、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が最も高く、生活介護や就労継続支援 B 型、放課後等デイサービスでは「教育・知識・介護技術等に関する問題」、共同生活援助では「倫理観や理念の欠如」が最も高くなっています。</u>これを虐待類型別で見ると、身体的虐待や心理的虐待、放棄・放置（ネグレクト）では「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も高く、性的虐待や経済的虐待では「倫理観や理念の欠如」が最も高い要因として挙げられています。
P36 <u>さらに、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に</u>	(新設)

<u>おいては、身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ、訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直されました。</u>	
P42 (3) 強度行動障害を有する<u>児者</u>に対する支援者の人材育成について 強度行動障害を有する<u>児者</u>は、施設等において適切な支援を行うことにより、自傷や他害行為等の危険を伴う行動の回数が減少する等の支援の有効性も報告されており、体系的な研修が必要とされています。	P42 (3) 強度行動障害を有する<u>人等</u>に対する支援者の人材育成について 強度行動障害を有する<u>人</u>は、施設等において適切な支援を行うことにより、自傷や他害行為等の危険を伴う行動の回数が減少する等の支援の有効性も報告されており、体系的な研修が必要とされています。
P43 <u>(4) 強度行動障害を有する児者に対する支援体制の更なる拡充について</u> <u>さらに、令和4年度に「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」が開催され、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していく方向性が示されました。これを踏まえ、令和6年度報酬改定において、新たな人材養成等も進め、事業所においては適切な支援の実施をマネジメントする中核的人材を中心にチームによる支援を進めていくことが示されるとともに、各地域において、広域的支援人材が事業所等へ集中的に訪問等し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともに行い、環境調整を進める等の集中的支援によって、事業所の支援力の向上や困難事案への対応を行う体制を整備していくこととなりました。</u> <u>強度行動障害を有する児者の支援においては、特定の事業所、特定の支援者だけで支えるには限界があります。各施設・事業所においては、対応困難なケースなどを抱え込まずに、自治体とも連携しながら支援を継続していくことが求められます。</u>	(新設)